

北海道市町村職員共済組合

公報号外第7号

ホテルポールスター札幌建物外壁修繕工事に係る一般競争入札

令和8年9月14日

札幌市中央区北4条西6丁目2番地

北海道市町村職員共済組合

公告第 1 1 号

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 4 日

北海道市町村職員共済組合

理事長 佐 藤 多 一

記

1 調達内容

(1) 件名

ホテルポールスター札幌建物外壁修繕工事

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日（火）までとする。

2 競争入札に参加するものに必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するものとする。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に基づく建築工事業又は塗装工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(4) 建築一式工事又は塗装工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の総合評定値（P）が 950 点以上であること。

(5) 過去 1 0 年以内に、元請として 1 億円以上の外壁改修工事又はこれに類する改修工事の施工実績を有すること。

(6) 本工事に必要な資格及び経験を有する現場代理人及び監理技術者を配置できること。

(7) 国税及び地方税に未納がないこと。

(8) 競争参加資格要件確認申請書等、北海道市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）に対する提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。

(9) 共済組合から後記3による仕様書の交付を受けた者であること。

(10) 共済組合において、競争参加資格要件を審査した結果、競争参加資格を有する旨通知された者であること。

(11) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。））の代表者、団体である場合は代表者、理事等（その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的、又は第三者の不利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (1 2) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

3 仕様書の交付及び問合せ先

(1) 仕様書の交付方法

令和8年9月14日（月）から令和8年9月29日（火）までの間において、9時から17時までの間に次のいずれかの方法により交付する。

① 手交による場合

手交による交付を希望する場合は、次の交付場所にて交付する。

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西6丁目2番地

ホテルポールスター札幌 管理部 担当者：村川

② Eメールによる場合

Eメールでの交付を希望する場合は、ホテルポールスター札幌管理部メールアドレス（kanri-v@polestar-sapporo.com）宛てに次の事項を記載したEメールを送信することにより、交付を依頼すること。

件名：仕様書交付依頼

本文：ア 会社名

イ 担当者名

ウ 本件入札に係る仕様書等の交付を希望する旨

(2) 問合せ先

ホテルポールスター札幌 管理部 村川

Eメール：kanri-v@polestar-sapporo.com

【緊急時】011-330-2537

※ 問合せは、原則としてEメールでのみ受け付けるものとする。

4 入札説明会

実施しない。

5 競争参加資格要件確認の申請

本入札に参加を希望する者は、別紙様式「競争参加資格要件確認申請書」に、同様式に定める必要書類を添付して次に記載のとおり持参又は郵送により提出し、競

争参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、提出書類の内容について、入札執行日の前日までに共済組合から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月29日（火）17時まで（必着）

(2) 提出場所

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西6丁目2番地

ホテルポールスター札幌 管理部 担当者：村川

6 競争参加資格要件の審査及び確認結果の通知

共済組合は、提出を受けた競争参加資格要件確認申請書等について内容審査を行い、入札参加資格を有する者であるかを判断し、次のとおり通知する。

(1) 通知日

令和8年9月30日（水）

(2) 通知先

「競争参加資格要件確認申請書」を提出した担当者（以下「担当者」という。）

(3) 通知方法

Eメールにより参加資格の有無を通知し、併せて「競争参加資格要件確認結果通知書」の写しを交付する。

なお、「競争参加資格要件確認結果通知書」の原本については、入札時に写しと引き換えに交付する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年10月5日（月）10時から

(2) 北海道札幌市中央区北4条西6丁目2番地

北海道自治会館5階「振興協会第2会議室」

8 入札及び開札

入札にあつては、北海道市町村職員共済組合一般競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）を遵守すること。

入札執行場所に入場できる者は、1社2名までとし、入札に参加できる者は、競

争参加資格要件確認結果通知書により入札参加を許可された者又はその者から正当な委任を受けた代理人とする。なお、入札にあつては、本人確認のため、共済組合から通知された競争参加資格要件確認結果通知書の写しを持参すること（代理人が入札する場合には、併せて「委任状（「入札心得」別紙様式第2号）」を作成し、持参すること。）。

なお、入札において、再度の入札を行う場合の回数は2回とする。

開札は、入札執行日と同日に行い、入札者全員に落札情報を開示する。

9 入札方法

落札者の決定は、仕様書に記載した作業に要する一切の費用を含めた額の総額をもって行う。なお、落札にあつては、入札書（「入札心得」別紙様式第1号）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

免除する。

（2）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

（3）契約書の作成の要否

要

（4）提出書類の作成に係る費用

提出者の負担とする。

（5）書類の取扱い

提出された書類は、共済組合において提出者に無断で、他の目的に使用できな

いものとする。また、提出された書類は返却しない。

(6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) その他

落札決定後、所定の事項を落札者が履行しないと共済組合が判断した場合は、契約を締結しないことがある。

競争参加資格要件確認申請書

令和 年 月 日

北海道市町村職員共済組合

理事長 佐 藤 多 一 宛

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

ホテルポールスター札幌建物外壁修繕工事に係る一般競争入札について、下記の関係書類を添えて競争参加資格要件確認の申請をします。

なお、入札公告 2（競争入札に参加するものに必要な資格等に関する事項）の条件を満たすこと並びに本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建築工事業又は塗装工事業について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有していることが分かる書類（建設業許可通知書又は建設業許可証明書）の写し
- 2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が入札日より 1 年 7 か月以内のもの）の写し
- 3 納税証明書（市区町村税及び消費税・地方消費税に未納がない旨の証明書）
※発行後 3 か月以内のもの（写し可）